

第4回熟議『学校選択制』議事内容（平成24年6月27日）Bグループ

ファシリテーター

それではBグループの議論を始めたいと思います。

今日の議論の予定は、学校選択の機会、対象者になっているのですけれども、ここだけでやってしまいますと、先ほど、意見も出ました様に、資料の2の裏側のところにですね、就学制度の手法と言いますか、考えるための枠組み、あるいはセオリーのようなものだと思いますが、皆さん、お感じになっておりますように、指定外就学の緩和、それから学校選択制と、調整区域と、はっきり言って、重みが違うわけですね。

考えますと、当然、熟議『学校選択制』としておりますので、学校選択にも、こういう風なタイプがあるということを踏まえながら、しかし、今までの議論で、本市では、通学区域という、いわゆる学区というものを前提にする議論を、熟議としては、進めるという風にしておりますので、そういったものも含めながら、今日は第1回目ですし、20人よりも10人の方が議論もしやすいだろうということで、話が見えるという意味合いで、小グループにすることを提案した話がありました。そういう点では、少し自由に、今までのことも踏まえながら、学校選択制度そのものについての議論を中心にした方が、私としてはいいじゃないかと。その結果、学校選択というものでやらなくても、調整区域だとか、あるいは、指定外就学の基準の緩和でできるという問題もあるということに議論もなるのではないかというように思います。

今後、こういうグループに分けていきますので、今回は、まだ一回目でもありますから、少し学校選択制について、自由にご意見頂きたいと思いますので、よろしくお願いします。

委員

事務局が仰っているような手法を変えていく、これまでのものの利便性を高めていくのか、教育の中身そのものというか、精神というものを考えていくのか。

大阪市の教育振興基本計画に基づいた方針があり、それは大阪市立の小・中学校すべて、どこに行っても、それが保障されるべきだと思うんです。ですから、やはり通学区域が無くなってしまう上での自由な選択というのは、公立の学校が帯びている使命を、等しく質の高い教育内容をしていくということの大前提、根本精神みたいなものまで踏み込んでいくものであると感じています。

特色を出して、良いところを学んでいくという、そういった切磋琢磨というものは学校間で当然あるべきであると思うのですけれど。

今回は、保護者のニーズや子どものニーズにより合うような形の就学制度の手法を考えていけば、具体的な内容のある案も出てくるのではと思います。

委員

学校という立場と、保護者という立場と大分違うと思います。私の場合は、保護者の立場になるのですが、保護者という立場からは、非常に従来よりも自由度が与えられたという感覚で捉えているのですよ。

私の子どもが行っている学校区は、校区の中央に学校があるということで、周囲の学校とも距離があるために、他の保護者に聞いても、歓迎する人は少なく、自分たちに関係ないと捉えています。

一方で学校の立場では、先生方と話するとですね、市長の意図しているのがどこにあるかということを非常に気にしておられます。

で、学校選択制のメリットとして挙げられております、学校活性化ということからすると、自分たち学校の先生方に与えられた課題が、周りの学校と競う、あるいは先生方同士で競うというが、今回の課題として与えられているのかなというところを非常に気にしておられてですね、どこに今回の目的があるのかということがもう少し理解できないと、保護者側の捉え方と学校側の捉え方が、表と裏の関係にあるので、それぞれがそれぞれの思惑で話してしまうと、ちょっとうまくかみ合わないのではないかと思います。

ファシリテーター

その問題については、選択制と活性化は必ずしもリンクしているものではないということですね。

委員

私は港区ですけども、港区では今現在 PTA の保護者を代表に、熟議のメンバーとか区政会議のメンバーが説明にまわっているなかで、今現在の校区の通学区域の中での通学に不満を持たれている方というのはあまり聞こえてこないのですよ。

例えば私学の選択があるなかで、なぜ公立学校で選択するのかというのが見えてこない。

今の校区制で問題ないのではないかという意見が、かなり出ています。それで、いわゆる学校の活性化や、保護者にとっては学校を選べるということは、実際に保護者の立場で受け止められているかといえ、ほとんどないと思います。狭い港区の中ですが。

であれば、学校選択制とは何なのかというのは、上からの目線での学校選択制を実際に通学されている保護者に対してもってこられるのが、ちょっと違和感があるなかで、はっきりいって反対という人は少ないですけども、やはり、なぜ今、学校選択制なのかという意見が大半です。

その中で選べるからいいじゃないかということではなしに、やはり保護者にとってメリットがあるという説明というのですか、やっぱり、できるだけその指定外就学の緩和とか、特定地域の調整校の見直しとか、そういったことと並行してですね、学校選択制の説明とか、議論をしていった中で、それであれば、それでもなおかつ学校選択制が必要なのか、そういうことも十分話をしていかなければ、いわゆる学校選択制は素晴らしいな、いわ

ゆる、好きな学校選べていいなーじゃなしに、やっぱり実際に現在通ってらっしゃる保護者の子どもさんの目線の、そういうふうな意見を吸い上げた制度になかなかかなりにくいのではないかと考えております。

委員

港区と仰いましたが、私は天王寺区です。そうすると、区民規模はほぼ変わりませんので、現在、ある小学校、あるいは中学校、それがほぼ同じ様な状況のなかで、全く私も同じ考え方なのです。

なぜ、今、皆、天王寺区、たかだか7万の住民ですけれども、それ以外に今平穏に暮らしていることに、現状で満足しているのに、あえて問題を提起する必要があるか？という声が、私、地域の区の社会福祉協議会の会長をしております、八つの地区の会長から出てきております。なぜ、それが必要なのですか？って、ここ行って聞いてくるわというようなことで、来させていただいているのですけれども。実際、橋下さんが何を考えて、わざわざ落ち着いている学校区を潰していきたいのかな、そこのところも聞いてきてほしいと、このように実は聞かれておるのです。

委員

私は、高校生と中学生と小学生の子どもがおりまして、今、本当に学校に通っている子どもがいる状況で、この学校選択制を、今、考えさせて頂いているところなんですけれども、本当にこのフォーラムに参加した最初の時点で、私が思ってた学校選択についてのメリットというのは、この、指定外就学の緩和で、ほとんど解決できるのではないかと思います。

例えば、資料2で書いておりました、就学すべき学校に希望する部活動がないとか、通学距離が短い学校に行くとか、そういうことは、指定外就学の緩和で可能だと思います。他の問題とかも。だから、それを、まだそれ以外で学校選択制にする理由っていうのが、やっぱり私も、個人的に浮かばないというか、今、皆様が、仰られているとおり、なぜ今、学校選択制なのかという疑問は、私も感じております。

あと、こちらの資料4の最初のページを見せていただいたんですけれども、例えば、もし学校選択制、自由に選べる場合としても、うち今、中学生の子どもがいるのですけれども、中学1年生で、ここの熟議に申し込んだ時は、小学校6年生だったので、本当にクラブ活動とか、そういう単純なことで申し込みさせていただいたんですけれども、中学校に入ったところで、うちは上がいるので、中学の状態は分かっていると思って、入学させたんですけど、4つ年が離れているのですけれども、上の子の時は、比較的落ち着いた学校だと思って、安心して地元の学校に入学したのですけれども、どうもちょっと違うなというのが、なんか、上の子のときは落ち着いていたのに、今は、ちょっと落ち着いていないというか、ちょっと「荒れている」という言葉は悪いんですけど、上の子の時よりは、ちょっと状態が良く

ない感じがしておりまして、で、それが、上の子が在学していて、前の状態も聞いていて、それでも入学しないと本当に、実際に行ってみないと分からないのは、今つくづく、個人の意見として感じております。だから、ここに書いているのは、もう入ると1回のみとか、もし選択を出来るのであれば、もう少しここも自由に出来た方が、逆に良いのではないかというのが、個人的な意見ですが、思いました。なんかちょっと中途半端かなと。

委員

荒れているとか、落ち着きがないとかいう話は、、、

委員

それも噂が、やっぱり噂で聞いたり、この中学は荒れているよとか、そういうので決めてしまうのは、、、

委員

そうですね、で、そういう話を聞くたびに、学校の立場として、やっぱり教育の中身というものが、教育って何かという論議がないままに、手法ばかり進めている。

例えば、子どもの人生を考えたときに、自分の思い通りになることなんて、ほとんど人生でないわけですよ、そんな中で、いろいろな考え方の人がいたり、いろいろな経済状態の人がいたり、そういう学校のなかで、しんどいこともあるだろうし、嫌なこともあるけれども、その中で、こう人生を学んでいくというのが一つ、小学校・中学校、義務教育9年間の値打ちやと思うのですよね。それを学校選択制で、たまたま、言葉悪いですが、「荒れてる」から違う学校を選択するというのは、それは、それで一つ大事なことだろうし、例えば、子どもの命を守るとか、もう本当に救いの手を差し伸べないといけない子どもを、無理やりそこに行かすのではなくて、そういう意味での指定外就学っていう制度もあるわけですから、子どもの人生を考えた時に、教育として、やっぱりそういういろいろな経験をさせるということは、否応なしに、小学校中学校9年間というのは、あってもいいのではないかなと。

だから、そういう機会を、わざわざ乗り越えるべきハードルをわざわざ避けて、本当は経験しないといけない嫌なこと、辛いことを乗り越える体験、そういう達成感とか、あるいは挫折感とかいうことを経験しないといけない小学校、中学校の時期に、それを避けていくという風な意味での学校選択制であれば、それでは意味がないのではないかと。

もちろん学校としては、例えば、子どもの学力を伸ばすとか、豊かな心を育てるとか、そういう努力は絶対にするという大前提のもとですけれども。学校がその努力をせずに、選択制はダメですというのは、ダメやと思います。学校としては、全力でそういうことに取り組む、その大前提を、約束したうえで、今の話でね、やっぱり子どもの乗り越えるべき、人生で経験すべきことを、経験させることを避ける意味での学校選択制であれば、ちょっと

と教育としての価値がなくなってしまうのではないかなという思いを持っています。

委員

保護者の立場からすると、今先生が、仰ったことは、ちょっと受け入れ難いのですよ。子どもというのは、等しく教育を、機会均等で同じレベルの教育を受けるという、こう受けさせてもらえるってことになっていますよね、で、今、仰ったような学校、たまたま私のところの中学校も、今は非常に平和なのですが、2、3年前は、大変荒れていますとされて、まともに授業を受けられない状態だったのです。

で、そういう学校を卒業した子どもたちってというのは、本当に学力が低下しているし、受けられなかったというデメリットですね、それが高等学校に行ってから、非常にそれが、後から自分で補習をして補わないと対応できない状態というのがあったのです。で、親としては、保護者としては、できればそういうようなことが、あらかじめ分かっているのだったら、そういう学校に行かせたくない、という気持ちが強いですよ、そういう意味で、事前にそういう状態が分かっているのだったら、あえてそういうところには行かせない、選ばないという自由が、保護者に与えられた、子どもたちに与えられているのじゃないかなという気はしています。

で、今回の学校選択制の一つの狙いとして、学校側の活性化ということが謳われているのは、そういったところをもう少し均等化されるように、学校側として努力しなさいよと、いう意味合いがあるのではないかなと思うのです。親が、やっとならば均等に選ぶための基準として、ここは学校が荒れているからとか、ここの学校は良い先生がいないからだとか、というようなことにならないように、学校側にある程度、こう石が投げられているのではないかなというふうに思っておるんですけどね。

委員

そういう意味では、私、子どものために学校は努めるということを大前提としたうえでということでお話しているのですけれども、でも、保護者の方の立場、もちろん私も保護者ですので、そういった学校へ行って、子どもが今、辛い思いをしていないかとかですね、授業も受けられずにいじめられていないかとかですね、それは当然、保護者として、親としての気持は全く同じですが、ただ子どもの人生を考えた時に、ただその時は、確かにしんどいし、辛いけど、長い人生考えた時に、そういう期間も、これ、学校の立場で言うと、そんなにしんどい思いをしている子どもがどうなるねんということになりますけど、教育って何かなという事を考えた時には、そういう見方も一つの考え方と思うんですね。

委員

それは、やっぱり集団生活というとらえ方だと思うので、、、

ファシリテーター

やっぱり今、学校が荒れているとか、問題が多いという解決の方向というのは、おそらく学校の教員、教職員だけでできる問題ではないので、ある意味では地域でね、保護者を含めてその協力体制を作っていないと克服できないっていうのが、今の荒れの問題と
思うのですよね。

委員

教育委員会事務局の方に聞きたいんですけどね、指定外就学の緩和っていうのは法令で平成 20 年って出ているじゃないですか。それが、学校選択制はおそらく平成 9 年ぐらいから議論されて、施行規則ができています。ということは、指定外就学の緩和っていうのは、後で出てきた制度ですよ？これ。何故これが、この時期に出てきたかっていう、その辺の歴史的な経過は分かりますか？

事務局

規制緩和の流れがありまして、平成 9 年にガチガチだった通学区域制度を弾力化するという動きのなかで、一つ出てきたのが学校選択制というのと、もう一つは指定外の基準の緩和をするという動きで、同時期に出てきております。

大阪市の場合、現時点での考え方で、平成 20 年度に見直しております、この見直しによって、例えば小学校 5 年生の年度途中に転居した方が、卒業まで、前の学校に引き続き通えるという見直しをしております。それまでは、転居した年の学年末までだったのですが、小学校 6 年生まで認めるというように、その時に見直しをしているのです。で、その際にも見直さなかった項目として残っているのが、通学距離の近さとかですね、利便性とか、部活動という理由でして、その時も一定議論はしたのですが、大阪市の場合は小学校は、結構近くにございますので、指定された学校が 2 km を超えているとか、3 km、4 km 先にあるとか、そういうような状況ではなくて、区によっては 1 km 以内にいくつか小学校があるというような状況がありますので、いくら隣の学校が近いといっても、校区の学校もそんなに遠くないということで、そういったことも加味して、近いという理由だけでは認めてこなかった、また部活動の問題もありますけれども、それは、例えば、合同で、一つのクラブを作って活動ができないかという側面等からの検討をしてきておまして、その当時、部活動や、通学距離の近さで指定外就学を認めるということはしなかった経過があって、現在に至っているという状況にあります。

東京都で学校選択制を実施していない 4 区については、この指定校の変更という制度でやっているんですけども、指定校の変更で、校区外の学校に通っている方も結構、数はおられまして、1～2 割いるのです。で、多いところであれば、学校も受け入れ枠を設け

て、抽選をしていると、指定外就学を受け付けて、ただそれは入りきらないから。

ですので、学校選択制と同じような問題、学校と地域の関係ですとか。人数の割合は指定校の変更の方が少ないですけれども、似たような問題が生じてくることもあるのかなと考えております。

委員

緩和の背景として、例えばいじめとかですね、不登校など全国的に大きな問題で、そういった本当に救済が必要な、環境を変えてあげることで、それが解決できるような子どもがいるのに、あえて制度で縛って、何も救済措置していないのかという流れがあって、その流れの中で、そうしたら例えば、いじめがあって、どうしても登校できない子がいた場合には認めるというような全国的な流れのなかで、そういう指定外就学の緩和、あるいは学校選択制というのも一つの背景にはあると思います。

委員

いじめの問題ですけれども、いじめがあるから、ここの小学校、あるいは中学校が嫌だから、隣へ行きたいと。そこで起こったらどうするの？また他へ行くのか？と、いうことになりますよね。そうすると、その子ども自身にも、今の状況を教えることと、それから辛抱するという人間本質の問題を教えないかんですよね。その点は、学校教育としてどの辺までやっているのでしょうかね。

委員

それは先ほど申し上げた、正しく人生のいろいろなことなんですけど、ただやっぱり、現実学校に行けなくなっている子どもが目の前にいるので、いや、これは、やっぱりこの子が乗り越えなあかんことやからということで、そのままにしておくと、その子の教育を受ける権利だとか、生きる権利であるとか、そういったことも、やっぱりしっかり保障していかないといけない。そこはバランスを考えてやらないと、こう四角四面で制度により縛ってしまったら、子どもの人生を奪ってしまう。そこはやっぱりケースバイケースで判断しないとしょうがないと思います。ただ、やっぱりそこでうまくいかない、次で必ずちゃんと行けるという保証はないし、むしろ、やっぱりということもあります。

委員

その子の長い人生、例えば中学にいる14歳、15歳の間、それから先の50年、60年の、結局、自分の人生の生きている中で、その試練を乗り越えなあかんということも、周辺としても、親としても、もちろん周辺も気も配って、学校の中でそういうことのないようにPTAが入っていく、地域が入っていく、そういうことで、あらゆる事に対応しながらということですけど、やっぱりその子の将来のためにも、ここは辛抱しないとあかんでとい

う時はさせる、まず周辺がする。その努力は、お互い親も子もしないかん時やないですかねえ。

委員

ただ一方で、やっぱり目の前の子どもが、毎日、毎日、学校に行けなくて、学校行こうと思ったら戻してとかですね、そういう状況の中で、やっぱり一回環境を変えてやるというのも一つの手法ですので、それはやはりその子を守るということで、当然すべきではありますが、ただ、安易にそうしてしまうと、、やっぱり難しいですね。

委員

指定外就学というね、就学制度というか、運用が、今そういう運用がされているのですが、それと学校選択制というのは、基本的には自由度はあるか、ないか、指定外就学、区域外就学というのを希望する場合には、それなりの理由を求められますよね、で、その理由が認められれば、いいですよということになると思うのですが、学校選択制の場合には、どういうものになるか判りませんけども、基本的には保護者が、あるいは子どもが希望すれば、抽選という枠があるにしても、どのような理由であつても手は挙げられるということじゃないかなと思っているのですが、その部分が基本的に違うので、学校選択制でなくとも、指定外就学の弾力的な運用でいいじゃないかっていうところと、ちょっと噛み合わない部分があるかなというふうに思っているのですけれど。

委員

事務局の方にお聞きしたいのですが、東京が先行的にやっているのですけれども、先程からも議論が出ています、指定外就学についての議論は、当然された中で、こういった学校選択制の議論も出てきたのですかね？

事務局

学校選択制を実施している東京都の区は、実施する以前は、指定校の変更という中で、部活動まで認めていたところは少ないのですけれども、通学距離の近さ、安全とか、割と緩やかな形の緩和をしまして、区によっては指定校以外の学校に1割5分から2割近く、それを活用して校区外の学校に行かれていたと、そこから学校選択制にいかれたということです。だから区によっては、学校選択制を実施する前に2割近くの子どもは、校区外の学校に行っていました、学校選択制になって2割5分くらい。5分くらいしか増えていないのですよね。そういう状況です。

逆に学校選択制が導入されますと、指定外就学の基準自体は、学校選択の理由と重複する部分があるので、逆にそこは縮小して運用されているということになっています。

逆に学校選択制を導入していないところは、その指定校の変更でやられているというこ

とになっております。

学校選択制の前に指定校の変更を検討されたという意味では、そういうことになりますけれども。

委員

東京で2割くらいの方がその指定外基準を緩和することによって、2割くらいが、ある程度希望の学校へ行かれるということであれば、ある程度議論の前提として、規制緩和をすればですね、ある程度その選択制の手法をとらないでもですね、かなりの方がある程度その希望は叶えていける可能性が高いわけですね。

だからその辺の規制緩和をもう少し基準を大幅に緩和すれば、それとある程度それでも十分でない保護者の方については、選択制をどうですかということで、決めて選択してもうたら、一番ええかなと思っていますけど。

事務局

それは、学校選択制の制度の中身だけを検討するのではなくて、指定外の基準の緩和も併せて就学制度全般について検討していこうと思っていまして、学校選択制については、本市の制度にはないので、まず学校選択制の中身を議論していけば、指定外とか調整区域については、制度はありますので、それを広げるか、広げないかなので、それをして頂いて、その中で、その指定外の関係とか調整区域で対応できるのではないのかとか、そういう議論もその中でできるのではと、事務局としては考えておりましたので。

委員

なぜ、それを聞いたかと言え、結局、他の政令指定都市では、ほとんど規制緩和で、ある程度基準が緩和されている中で、大阪市だけが極端に少ないということで、他の政令指定都市でほとんど議論になっていないということは、橋下市長が、それだけ選択の幅が狭いのではないかと、選ぶことができないじゃないかと、学校の活性化が図られていないという、市長自身の認識があるのかなと思って。そうであれば、もっと他の政令指定都市みたいに、そういう規制緩和によってですね、ある程度、そういう保護者や子どもの通学の希望を叶えるような基準の緩和を、もうちょっと改革していけば、学校選択制について、そんなに議論をしなくてもですね、済むのかなと思うのですけれど。

ファシリテーター

東京の場合は、一つは私学の問題。中学校なんかは非常に多い、しかも小学校段階からある。それから今回の場合でも、大阪24区小さな区は6万弱の区もありますし、中学校数でいえばね、3校の区が結構あるのですよね、その単位で、どういう選択制度を入れるのかというのが、発想自体がちょっと私は無理があるのではと思う。東京の世田谷区は80万い

ますからね、そういう 50 万、60 万という区とね、かたや 5 万 8 万という区がね、多重な制度の枠組みで、区ごとに違うというのはどうも馴染めないなと思いますけどね。区長さんもお困りになると思います。

委員

区長の立場でどっちがどうのこうのとは言えないのですが、当然その学校選択制を考える際に、将来の合区というのも当然考えなあかんわけですよ。その時に統合の問題は切り離すと言っていますけど、これもう絶対、物理的には頭に入れたかないといけない問題だと思うのです。

ただ市長は、じゃあ合区を考えるのですかと、そういうことを言っているのじゃなくて、今からきっちり考えて、制度設計していきましょうということで、我々に対して命題を与えているし、教育委員さんに対しても考えてくださいよということを仰っていると思うのですよ。だから今の区のなかで、今、言われたように中学校が 3 校しかない、小学校が 6 つか、7 つかしかないと思うのですが、その中で考えろと言われると、しんどいかもわからないのですが、子ども達の視点に立った場合に、我々の教育フォーラムであったのですが、保護者の方は、どちらかというと、そういう選択制を入れてほしいという意見もあるわけです、今の区のなかで。だから、確かに難しいかもしれないのですが、じゃあ、全く考慮しないのですかということでは前に進まないと思うので、一つのオプションとして学校選択制という制度は当然抑えないといけないというのは、多分市長の頭にあると思います。

確かに区長としてはしんどい話、ものすごく重たい話で、保護者だけの話ではなく子どもたちにとってどうなのだということを考えないといけないので、地域の問題も、もちろん保護者の問題も大切ですが、子どもたちにとって何が一番いいのかなってことを考えるからこそ、難しいと思いますね。

ファシリテーター

それについては、大阪市全体、特に教育委員会会議がね、議論をきちっと、ここの議論も受けながらもね、そこでこう方針的、基本的なものを出していただきます。

もう少し、地域も含めて、教育の問題を見ていかないと、いけないのじゃないかなと。

委員

中学校については、小学校以上に選択されるケースを抱えていると思うのです。

例えば、その学校の生活指導面で課題が多くなってくると、やっぱり小学校校区の進学率というのは減りますのでね、それはもう敏感ですから、それを受けて当然だから、学校としての課題がより明確になって、次年度以降、改善のためにやっていく、しかし、その際にポイントとなるのは、学校独自、学校の教職員だけでは、全精力が足りないのです、次

にどういう協力を得るかといえば、例えば、実際にその学校に通われている保護者の方の意見であったり、さらにその子どもたちが住んでいる地域の方、いわゆる中学校の場合だったら青少年育成会議といって、そこで、今、中学しんどいらしいな、こうしようとか、こういう営みのなかでまた回復してくると、で、ずーっとかなり厳しい状況が続いている学校とそうでないところがある、これはやはり地域のそれなりの経済的な背景とか、いろいろあると思うのです。これはもう学校選択制によって治るようなものでは、全然質の違うというふうに思うのですよ。

もう一つはね、選択制の一つの結論の中で、いわゆる府立高校の統廃合なんかで、定員われがいくつか続いたら廃校ですと、それと本来義務教育は全然違うのですけれども、若干その学校選択制を市長が仰る中の一つの要素として、やっぱり努力せんあかん、ある種淘汰されるくらいの危機感を持つ、それがある種のやっぱり競争理論になる。我々は義務教育なので、必要最低限のなかで一番効果があがるようなことを日々考えていく。そこに必要な要素として、その校区内に住んでいる方、あるいは保護者の方を大事にしよう、それを強化するのがやっぱり一番、ただ中学校の場合は次の進学のことを考えて、すでに私学へたくさん通わせる方もいらっしゃいます。

これについては、経済的な面で、各家庭のご判断ですよ。塾に行かせて、すごくされている方も、それを当然批判する必要もないですし、それは一つの選択のあり方として、存在するのです。

次に多いのはやっぱり、実際に部活動になります。一番分かりやすい例として、自分の学校のことで言いましたら、本校にラグビー部がないんです、で子どもの間に、少年のラグビーを是非ともやらしたい。けれどもない。じゃあラグビー部のある学校に行けるというのがあったらひょっとしたらいかれたかもしれない。けれどもうちの場合、どうしたかというたら、結局近隣校の部活動のある学校の方と、本校の担任、それから校長同士で話をして、保護者も交えて話をして、移動する際の安全面については、保護者が責任を持ちますという保護者の了解のもとですね、うちの学校の生徒でありながら、隣の隣の学校の部活動に行っています。今度はその子をチームとして、チームの一員として、試合に、公式戦に出られるかどうか、これは、ラグビーの中体連の判断でオッケーですとなれば、その子も自分の校区の学校に通いながら、部活動もできている。しかも、隣の隣の学校の子と、当然ね、中学生ということで、他校生との交流ということで、ちょっとこう心配する部分もあるのですけれど、実は全く逆で、すごくお互い認め合っている。

だから、工夫次第で、あるいは学校の判断によって、解決できることも実はあるので、ある程度、こういう緩和を進めていきながら、今言いました様な例もお互い共有していけばいいのかなと思います。

委員

今の意見を聞いて、西区ではそういうことが行われているのに、平野区では、そういう

事例が行われているということは、全く聞いたことがないので、うちの子どもも入りたいクラブがなくて、その事で大分、、だからこういう事にも興味を持って話をしていたのですけれど、やっぱり器械体操部がないとか、もし、その隣の隣の学校に行けるのであれば、ほんとに器械体操がしたかったって、子どもは言うのです。でも、それは私も習いごととして、何万も出して、そういう体操クラブに入れるほどの経済的なゆとりありません、やっぱり塾とか行かないといけないので、友達とすごくサッカーがしたい子どもが何人もいるのに、サッカーができなくて、外部に行ったりとか、違うクラブを選んでいる子どもがたくさんいるので、今話を聞いて、西区でできるのに、なぜ平野区でできないのかなって。

委員

今のはね、個別のたまたまそういう要素がうまくいった例を挙げているだけで、区ごとに出来る、出来ないではないのです。だから今あったような、具体的な種目によって、学校の設置している数も違いますし、顧問がもてるか、もてないもありますし、これは本当に一つの例として挙げたので、これが出来たら他も絶対出来るはずだという議論にはならない。ただ努力をする価値はあるということです。

委員

今の点は、私学と公立の大きな違いだと思うのですよ。私自身は私学で、子どもたちは公立に通わせているのですが、大きく違うのは、先生がね、私学はずっと在籍しておられるのです。で、あの先生がいるから、あるいはその学校の校風がこうだからっていうことで、親は子どもに行かせたいということで選びますよね、で、それに応えるだけのものを私学の場合は持っている。あるいは応えようと工夫しているのですよ。

そういう親の、保護者の要望に合うような先生を採用する、育てるということで、対応されているので、非常にそういう意味では、保護者からは選択しやすいというか。

一方で公立の良さというのは、もっとこれを活用するべきだと思うのは、地域を巻き込むことができるのは公立の学校なんです。私学には、とてもそれができないんで。

公立は地域を巻き込んだ良さというのをもっともっと発揮するべきだと思うのですが、一方で先生がころころ変わるというのは、今クラブ活動の話もありましたけども、私の子どもが通っている中学校というのは器械体操も優秀だった、ところが先生が変わられたために、またたく間になくなっちゃった。こういうことが実際の公立の学校というのは、非常に大きなネックになっていて、私学と、本当に競うというか、切磋琢磨していくんだということがあるのであれば、もう少しそういった部分を、先生を固定というか、長い期間在籍することによって、先生自身も能力を上げよう、上げようと考えてもらえるでしょうし、学校自身もこういう特色のある先生がいますよということもPRできると思いますので、そうすると、ここで言っている学校選択制というのが、生きてくるかなと、あそこの

学校にはこういう先生がいるからということであって来々くれるかなと思うんですが、今の人事制度のままでは、市長がいくら学校選択制ということで、学校の活性化云々といっても、ある年度にきたら、せっかくそういう意識のある先生がバツとどっかへ行ってしまう。その先生の後を追っていくわけにはいきませんので、そういう全体的な人事制度もからめたことをされていかないと、せっかくこういうことを謳っていても、なかなかそのとおりに進んでいかないのではないかと思います。

委員

先生もこう、回ることによって成長されるので、そういうことも良いかとも思うのですが、選択制によって統廃合は進むでしょうし、で、やっぱり学校のランキングをつけたがる輩も出てくるかと思うのです。で、学校の活性化とか特色ある学校とか言っていますけど、逆にマイナスのイメージになってしまうこともあるでしょうし、活性化、特色といいましたらね、もうちょっと校長先生に権限を与えていただいて、校長先生の手腕を発揮していただいた方が、活性化につながるのではないかなと思うんですけどね。

委員

教育委員会の考え方を知った上で議論して頂ければと思います。やっぱり大阪の公のしかも義務教育をどうするかというのは、好き勝手選べれば良いということではなくて、その子どもたちが一番良い教育を受けられるのはどういう制度かという観点が一番大事だと思っていましたので、みなさんすごく良く子どものことを考えて頂いて、ありがたいなと思いました。

ここで出た議論も是非、全部持って、教育委員会会議に戻りますので、教育委員の中でもやっぱりいろんな考え方をお持ちの方がいらっしゃって、選べれば良いという考えの方もおられると思うのです。ただ、本来考えるのは保護者が好きにやれるかではなくて、その子が人生の中で、いい小学校、中学校、義務教育を受けられるかというところが一番大事で、教育の中身に係わることなので、今日はすごくいろいろな、ありがたい意見をいただきました、うれしいことだと思います。だからそういう観点で、この制度設計を進めないと、やっぱり何のためにやっているかということになりますので、今の良い点は、是非潰さないで、もし困っている点があるのなら、それを解消できるような制度は何かということも議論して頂ければと思います。

委員

今のままであっても、クラブ活動の自由化というか、それを認めてあげるとするのは、今のままでできると思いますので。

委員

そういった情報を各中学校間で共有したり、情報発信して、そのいろいろな情報を皆さんが受け取れるようにして、それについて連携してもらうような、そういうシステムを作っていけたら、もっと広がっていくと思うのですけれどね。

委員

それも校長先生の権限で、先生同士で話し合ってできるようになれば、それはほんとに良いことだと思うのですけれどね。

委員

先生の権限プラス、さっき言われた体育会系やったら、中体連とか、そこがその行った子が全国大会に出れるのかといたら、ペケされてる子が結構いるみたいなので、そこも緩和してあげないと意味がないですね。

委員

個人競技の場合はね、中学校が違ってピックアップすることができると思いますが、団体競技の場合はその学校ということになりますから。その子にとっては非常に悲哀を感じるような思いがしますよね。

委員

高校なんかの場合、高校野球の場合は、いわゆる過疎の学校については、様々な学校から連合チームで来るしね。

私もああいうふうな、やっぱり人数足らなかつたら連合という形でね、その辺中体連とか高体連とかとの調整が必要なんですけれど、そういったことで参加できるような道をもっと広げていければ、もっとやっぱり本人がやりたいことが広がるような気がしますね。

そういうところも考えていかないといけない。

ファシリテーター

皆さんの議論を聞いておまして、手法というのは何かというと、小手先の何かみたいな感じがしてよくないかなと思います。明らかに皆様はやっぱり子どもを中心とした視点から、そういう意味では、教育の精神というものを大事にしながら、この間議論して頂いたと思いますので、大変よかったと思います。

今日、資料でまとめられていた、学校選択制の機会だとか、そういうところまで行けませんでしたけど、今日は、自由な討論のなかで、単なる小手先の手法ではなく、学校選択制度を含めて、今の教育をどうするかという問題のベースである共通認識を確認できたと思います。

事務局から日程調整後、終了。